

## 取引会員の単独発電機または各リストパターンの取引停止解除のお知らせ

2026年6月30日

一般社団法人 電力需給調整力取引所

本取引所は、需給調整市場の取引規程 第 41 条にもとづき、下記の単独発電機または各リストパターンにつきまして、本市場における取引停止処分を解除いたしましたのでお知らせいたします。

### 記

処分対象管理 No.	17
取引停止年月日	2026年3月31日
アセスメント不適合発生月	2026年1月
分類	単独発電機
事象	三次調整力②において、1 リソースで1 暦月内にアセスメントⅡの要件不適合が3 回発生
処分内容	当該リソースの三次調整力②の新規取引停止
処分理由	アセスメントⅡにおいて、三次調整力②における当該リソースの1 暦月内の不適合回数が3 回以上であったため。
取引停止解除年月日	2026年6月30日
処分解除理由	取引規程第 24 条（実働試験の実施方法）に定める実働試験を実施し、その条件を満たすと判断したため。

以上